平成２６年（フ）第１８号
栃木県那須塩原市西大和８番13号　マンションアカデミーⅡ―203号
債務者　代田　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地343号ドミールなす南102号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市二区町1451番地７
債務者　阿見　康広
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５号
栃木県宇都宮市下荒針町3590番地８、前住所栃木県宇都宮市細谷町431番地58
債務者　野澤　辰男
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７号
栃木県宇都宮市中里町266番地12
債務者　池澤　直美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２９号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目７番19号　グリーン杉本Ｂ―201
債務者　田上美奈子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３８４３・１３６２９号
東京都大田区東海４丁目２番３号
破産者　古市梱包運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９３９・１３６２８号
東京都港区西麻布３丁目17番６号
破産者　古市梱包株式会社
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４３２０・１３６３０号
東京都多摩市中沢１丁目７－１　アジアパレス103号、開始決定時の住所東京都港区西麻布３丁目17―６―202
破産者　古市　充良
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県八街市朝日567番地13
破産者　菊池　昭男
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７６号
千葉県長生郡白子町幸治3986番地１
破産者　株式会社上総橋梁
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
千葉県長生郡一宮町一宮2489番地１
破産者　有限会社佐久間新聞店
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
神奈川県厚木市三田2598番地
破産者　有限会社モリズミ重機
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３０１号
名古屋市千種区星が丘元町11番16号
破産者　株式会社マルキキ
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０５号
広島市安佐南区長束３丁目13番17号
破産者　有限会社マルシマ水産
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市野里町3039番地
破産者　大豊建設株式会社
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県霧島市隼人町見次297番地１　エクセレント201、手続開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市野里町3034番地１
破産者　中島　洋一
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
破産者　被相続人亡松岡富士雄の相続財産
1　決定年月日　平成26年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係